

## 預かりが必要な児童生徒及び学童クラブの登校自粛のお願い

保護者の皆様には、臨時休業に伴う対応に、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。このたび、茨城県において休業要請施設の対象を拡大する緊急事態措置の決定があったことを踏まえ、本市では、感染を予防するための措置として、預かりが必要な児童生徒及び学童クラブにおいても、可能な限り家庭で過ごすことの協力を要請することといたしました。

つきましては、学校での預かり及び学童クラブを利用する児童生徒について、可能な限りご家庭で過ごすことのご検討をお願いいたします。

○登校自粛要請期間：令和2年4月27日(月)から令和2年5月6日(水)まで

○給食提供停止　　：令和2年4月27日(月)から

※申し込みをした給食費の取扱いについては別途連絡

なお、ご家庭で過ごすことが難しい場合や仕事が休めない場合は、これまで同様に学校及び学童での預かりを行いますので、個別に学校にご相談ください。

- ・学童クラブを利用していない児童生徒：8時30分から15時
- ・公立学童クラブ利用児童：8時から13時（学校）、13時から18時（学童）
- ・民間学童クラブ利用児童；8時から15時（学校）、15時以降（学童）